

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって9番 石垣大志議員、10番 大城勇太議員を指名します。

日程第2．議長諸般の報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2．議長諸般の報告を行います。町長から追加議案として、議案第23号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）について、議案第24号 指定金融機関の指定期間の変更について、議案第25号 令和5年度南風原町一般会計補正予算（第9号）、報告第3号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告の4件、議員からは議員提出案件として、意見書第1号 うるま市石川における自衛隊訓練場整備計画の白紙撤回を求める意見書の1件、また各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、総務民生常任委員長から陳情審査報告書が提出されております。次に、決議第2号 閉会中の議員派遣についても別紙議事日程のとおりそれぞれ後刻議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

次の日程に入る前に、大宜見洋文議員から発言取消しについての申出がございました。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認めます。したがって大宜見洋文議員からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

日程第3．議案第4号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3．議案第4号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 議案第4号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月8日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月14日にまとめと採決を行いました。勤勉手当を追加するもので、会計年度任用職員の人数はフルタイム48人、パートタイム345人、合計393人である。そのうち、支給対象人数は350人との説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第4号 南風原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4．議案第5号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第4．議案第5号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 それでは議案第5号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月8日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月14日にまとめと採決を行いました。育児休業等は申出により取得

することになるため、申出があった際に丁寧に説明しているということでした。今後は採用の際にも説明できるようにしていきたいと説明がありました。委員からは、遠慮なく育児休業は取れるよう、業務体制を整えてほしいとの意見がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第5号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第5号 南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5．議案第6号 南風原町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進審議会設置条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第5．議案第6号 南風原町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進審議会設置条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 それでは議案第6号 南風原町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進審議会設置条例について 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月8日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月14日にまとめと採決を行いました。推進委員の識見者は現段階では、大学教授や情報通信会社、金融機関等の事業者からの推薦や、公募委員を想定していると説明がありました。委員からは、公平性と公共性を担保されるよう意見がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原

案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第6号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第6号 南風原町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進審議会設置条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6．議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第6．議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 それでは議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月8日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月14日にまとめと採決を行いました。委員からは、今後進めていく中で報酬額の見直しも検討してほしいとの意見もありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第7号について討論

を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第8号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第7. 議案第8号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 議案第8号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月14日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第8号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第8号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であり

ます。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 議案第9号 南風原町避難行動要支援者名簿に関する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第8. 議案第9号 南風原町避難行動要支援者名簿に関する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 議案第9号 南風原町避難行動要支援者名簿に関する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月14日にまとめと採決を行いました。条例第2条第3号に掲げる避難支援等関係者のうち、現在、南風原町社会福祉協議会と南風原民生委員児童委員連合会へ名簿の提供をしているが、今後、条例第2条第3号に掲げる他の機関への名簿情報の提供については、必要に応じて協定の締結をしていくと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第9号 南風原町避難行動要支援者名簿に関する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9．議案第13号 令和6年度南風原町一般会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第9．議案第13号 令和6年度南風原町一般会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 議案第13号 令和6年度南風原町一般会計予算 審査の経過 本案は、3月5日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月8日に総務部、税務課、総務課、企画財政課、住民環境課、3月11日に民生部、こども課、保健福祉課、国保年金課の審査を行いました。3月13日に連合審査会を開き、経済教育常任委員会より審査報告を受けまとめを行い、3月14日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは報告事項を申し上げます。1点目、総務部企画財政課。予算書65ページ、歳出2款。総務費、1項。総務管理費、12目。地域づくり推進事業費、18節。伝統芸能団体派遣補助金900万円、カナダ・レスブリッチ市との友好都市締結20周年記念事業の派遣費として計上されています。委員から、交流の意義を見極めて派遣団体を検討することや、事業の成果を映像等で残せるよう、検討してほしいとの意見がありました。2点目、経済建設部産業振興課。予算書65ページ、歳出2款。総務費、1項。総務管理費、12目。地域づくり推進事業費、18節。ふるさと博覧会実行委員会補助金1,800万円、前回から一括交付金を活用しており、今回は集客力を高めるために、青年たちの催物を大事にし、より充実した内容と、本町の特産をPRできる場にするための予算計上であると説明がありました。3点目、民生部こども課。予算書102ページ、歳出3款。民生費、2項。児童福祉費、3目。児童厚生施設費、18節。学童クラブ補助金3億384万2,000円、津嘉山小で1施設の減、2施設の増となり、全体では1施設の増となっています。北丘小に42名の待機児童がいることを確認しました。4点目、経済建設部産業振興課。予算書112ページ、歳出5款。労働費、1項。失業対策費、1目。失業対策費、12節。南風原町女性デジタル教育・就労支援業務委託料887万7,000円、参加する際に仕事を休んだ場合の収入補償は、交付金の中で予算化することが難しいため、補償はしない予定であると説明がありました。5点目、経済建設部都市整備課。予算書131ページ、歳出8款。土木費、4項。都市計画費、2

目。公園費、12節。アドバイザー業務委託料、具体的な業務は、南風原町民体育館建設に向けた実施方針や仕様書、契約書、業者募集に関する仕様づくり、業者を選定する際の項目作成の支援のため、PFIの手法に詳しいコンサルタントに委託する予定であると説明がありました。6点目、総務部総務課。予算書134ページ、歳出9款。防災費、1項。消防費、2目。災害対策費、12節。防災情報発信強化工事監理業務委託料483万8,000円、14節。防災情報発信強化工事請負費2億3,917万3,000円、令和5年度で実施設計を行い、令和6年度からは整備工事を実施する。スピーカーの機能強化や防災行政無線、親局か子局、例えば、屋外放送、ホームページ、エリアメール、SNS、一括同時配信することが可能となります。また、1局減は、神里ふれあい公園、1局増は、津嘉山の大戸屋付近となっています。7点目、教育部生涯学習文化課。予算書164ページ、歳出10款。教育費、5項。社会教育費、4目。文化センター費、13節。資料公開システム導入使用料39万6,000円、平成24年度から平成28年度に文化センターの資料をデータベース化しましたが、著作権や肖像権などの問題があり、公開できない状況がありました。今回は、平成28年度以降に増えた資料のデータベース化と公開に向けて著作権・肖像権等の調査を行う予定だと説明がありました。8点目、教育部学校教育課。予算書140ページ、歳出10款。教育費、1項。教育総務費、2目。事務局費、18節。先進地視察研修費81万1,000円、今回は、福島県相馬市立桜丘小学校の視察を予定しています。理由は、全国学力調査が平均より落ちた後、リーディングスキルを活用して改善することにより、平均値を超えてきた先進地であると説明がありました。9点目、総務部総務課。予算書178ページ、27億395万5,000円、歳出、給与費明細書、人事院勧告の大幅な増、職員数の増や昇給、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等により、人件費が大幅に増加した。町民サービスの向上のために必要な経費であることを確認しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑はないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案に対しては、照屋仁士議員ほか3人からお手元に配布しました、修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは議案第13号 令和6年

度南風原町一般会計予算に対する修正動議の前に提案理由を述べさせていただきます。この予算の中に含まれている町民体育館の建設について、私に寄せられる町民の声に応えるべく、何度も議論をしてまいりました。しかしながら私は、この町民体育館の建設について、スタート地点が間違っているというふうに現段階では考えています。一番重要なのは必要性の担保であり、どういった需要に応えるかという視点であります。町長からは、選挙公約としても信任をされている。また、この計画が昭和56年に始まり、その都度ごとに建設計画が見送られてきたという説明もありました。そのこと自体を否定するものではありませんし、町民体育館の建設を望む町民の皆さんが実際に多数いる、そういったことも理解しています。しかしながら、町民体育館の建設に53億円、この報道に私も、そして多くの町民も大きな衝撃を受けました。その中で昨年、PFI可能性調査が進められ、採算性が示されることを期待しておりましたが、現在、そのような内容は示されておられません。つまり必要性の担保がなく、建設ありきで進められてきたことがどうしても理解できません。新型コロナの影響が明けて、物価高、生活困窮の現在、なぜ無理に町民体育館建設を今進めなければならないのか、なぜ採算性や将来性も示されることなく、53億円もの巨費が投じられるのか、体育館の需要だけであれば、もっと安価に実現できるのではないかと。私の一般質問でもそのことについて明らかにすることができませんでした。今回の予算では、町民体育館建設を前提とした予算、特に用地購入並びに補償費で4.4億円余りが計上されています。上記の理由、これまでの理由のとおり、この町民体育館建設を前提とした予算措置は時期尚早と考えます。その部分を削除した修正案を提案いたします。議員並びに多くの町民の皆さんのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

それでは読み上げて提案いたします。2024年、令和6年3月27日。南風原町議会議長赤嶺奈津江殿。発議者 南風原町議会議員 照屋仁士、當眞嗣春、岡崎晋、大宜見洋文。議案13号 令和6年度南風原町一般会計予算に対する修正動議 上記の動議を会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。議案13号 令和6年度南風原町一般会計予算に対する修正案 議案13号 令和6年度南風原町一般会計予算の一部を次のように修正する。第1条中「175億500万円」を「170億1,659万円」に改める。第1表歳入歳出予算書の一部を次のように改める。修正後の金額を読み上げ提案をいたします。14款. 国庫支出金、2. 国庫補助金 4億2,793万円、項目計34億9,525万4,000

円、18款. 繰入金、1. 基金繰入金 5億2,604万3,000円、21款. 町債、1. 町債 4億5,450万円、歳入合計170億1,659万円。続けて歳出を申し上げます。8款. 土木費、4. 都市計画費 7億7,266万7,000円、計10億4,478万7,000円、歳出合計、同じく170億1,659万円。続けて、第3表地方債の一部を次のように改める。土木債、4. 都市計画整備事業債5,110万円、合計 4億5,450万円。併せて別紙内訳をつけておりますのでお目通しよろしく申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん これより修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

まず原案に対する賛成者の討論からになりますので、原案に賛成の方の討論がありましたら挙手をお願いします。15番 知念富信議員。

○15番 知念富信君 原案に対し賛成であります。まず町民体育館は必要であります。町長の公約でもあり、検討委員会、町民アンケート等で広く町民体育館は建設に向けて町民の理解をされております。現在の小学校、中学校では、南風原町体育協会、幼稚園の運動会、学習発表会、各種イベントなどで体育館を使用しているため、学校教育のクラブ活動に支障を与えております。令和6年度の一般会計は、用地取得の計上であります。予算はアドバイザー業務で積算されていますので、修正案の根拠が見えません。町の負担を減らすためにPFI導入で民間主導による維持管理業務を行いますので、町にとってメリットのある施設であります。皆様のご賛同よろしく申し上げます。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に修正案に賛成者の討論になりますが、修正案に賛成者の討論される方はいらっしゃいますか。7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 7番議員、岡崎 晋です。私は令和6年度一般会計予算に対して、照屋仁士議員が提出した修正動議に賛成する立場で討論を行います。一昨日の一般質問2日目に、私は体育館の計画の規模、その建設に係る費用、予算、金額を繰り返し質問しましたが、その答えは「まだ決まっていない」というものでした。規模と予算がまだ決まっていないという計画に対して、令和6年度予算で用地購入費3億4,101万円、物件補償費1億101万円、アドバイザー業務委託契約料などで4,639万円、合計で4億8,841万円が計上されております。一方で53億円という総事業費に驚く町民の声や、規模縮小などを訴える声、もっと丁寧な

議論を求める声などに応えてほしいと、私はこの議会の場で繰り返し赤嶺町長に求めてまいりました。しかし、限られた組織や機関で構成された建設検討委員会という中で、十分に議論してきたので、これ以上町民の意見を聞く必要はもうないという、赤嶺町長の姿勢に大変失望するものです。八重瀬町では、6年前に24億円で中央公民館を建て替えようとする当初の基本計画でしたが、現在に至るまで住民をはじめ、関係組織や町外の有識者から施設の規模や建設後の運営方法などの要望を吸い上げながら、丁寧に柔軟に計画を進めております。公約に掲げたからと言って、私に言わせていただければ非常に強引なやり方で、体育館建設計画を進めようとする本町と八重瀬町のこの姿勢の違いを赤嶺町長はどう説明してくれるのでしょうか。新年度予算には、自治会で自主防災組織の創設を促すための予算や、沖縄県で初めて事業化する重度障がい者に対する就労支援特別事業費など、非常に期待すべき予算も計上されておりますが、誠に遺憾ながらさきに述べた理由で原案に同意することはできず、体育館建設に向けて赤嶺町長がもっと丁寧に町民と向き合っていただくことを節に願って、照屋議員の令和6年度一般会計予算修正動議に賛成します。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に原案賛成者の討論になります。発言を許します。10番 大城勇太議員。

○10番 大城勇太君 議案第13号 令和6年度南風原町一般会計予算案原案に賛成の立場で討論します。黄金森公園東側の農地に、町は1990年度策定の公園基本計画に基づき、2003年に陸上競技場、翌年には野球場の供用を始めましたが、体育館については必要性をめぐる議論が続き整備できなかった状況があります。しかし近年の南風原町の人口を見ると年々増え、小中学校の体育館は15年から20年までの間で、約2万4,000人から3万9,000人と、コロナ禍を除けば増加傾向にあることから、町内のプロ、アマ問わずスポーツ団体からも学校体育館は競合して使えない場合が多く、町内に別の体育館があればよいなどと整備を求める声が多数上がっているのも事実です。今回修正案が出されているのは50億円の事業費と用地買収等の財源の確保が課題になりますが、50数億円全てを南風原町が出すというわけではなく、南風原町議団一丸となって有効的効率補助を国・県に要請し、民間の資金と経営能力を活用するPFI方式を取り入れ、建設後の維持管理費も抑えられる方法も取りながらも、建設費削減だけに捉われるのではなく、保育園や幼稚園の運動会、体育館使用日外の小中学生も町外の体育館を使用しており、県内外のトップレベルのスポーツ観戦ができるような

体育館を心待ちにしている町民の声も数多くあることから、今回の体育館建設は必要であると判断しました。また今回の修正案は用地購入、物件補償、アドバイザー業務委託、具体的な業務は南風原町民体育館建設に向けた実施方針や、業者募集に関すること、PFIの手法に詳しいコンサルタントに委託することであり、体育館建設までには必要性や採算性の議論がまだまだできるものだと判断し、議案第13号 令和6年度南風原町一般会計予算原案に賛成します。また他の議員の皆様におかれましても賛同いただけますよう、よろしくお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に修正案賛者の発言を許します。8番 大宜見洋文議員。

○8番 大宜見洋文君 私も令和6年度一般会計予算案に対して、照屋仁士議員が提出した修正動議案に賛成する立場から討論を行います。一般質問初日の照屋議員、2日目の岡崎議員への答弁、そして私の質問への答弁からも用地購入も含めて53億円にもなる整備費用、町民体育館を建設する根拠となる資料が稚拙なままであり、町民の皆様から負託を受けた議員の立場として、今の時点では綿密な調査が不可能であり、このまま予算案を通しては議員として瑕疵となりかねないと考えます。残念ながら今の予算案のままでは、町民の皆様に対して納得のいく説明は非常に難しいです。町民体育館建設に賛成、反対と町民を二分するのではなく、赤嶺町長が公約に掲げて当選されたというならば、なおさらもっと丁寧に時間をかけて本町まちづくり基本条例にのっとり、しっかりと町民との合意形成を図ってほしいことから、建設ありきのPFIアドバイザー契約に係る額、用地購入に係る額は時期尚早であると考えるので、それらの額を除いた修正案に賛成します。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に原案に賛成者の発言を許します。9番 石垣大志議員。

○9番 石垣大志君 それでは議案第13号 令和6年度南風原町一般会計予算について、原案に賛成の立場から賛成討論を行います。令和6年度一般会計予算においては、新たな取組や継続事業、物価高騰に伴う対策事業など、あらゆる課題に対応した新年度予算となっており、物価高騰における子育て世帯の負担軽減策として、保育所等に通う3歳から5歳児、幼稚園、小中学校の給食費の3か月の減免措置等、社会情勢の変化に対応した予算計上も見受けられました。また新たな取組として、障がい者支援における重度障がい者等の就労機会の拡大等を目的とした、重度障がい者等就労支援特別事業や、地域公共交通の利便性向上を図るた

めのオンデマンド交通実証運行に伴う、移動困難者支援や、自治体DX推進に関する南風原町DX推進計画の策定、また、がん患者アピアランスケアに対するウィッグ等の購入助成事業、骨髄提供者への環境整備に資する骨髄バンクドナー助成事業など、新たな取組も伺えました。また、これまで取り組んできた本町独自で実施している、高校卒業年齢までのこども医療費助成の現物給付の継続や、保育士へ10万円を給付する保育士等の就職一時金支援事業の継続等、継続事業においても幅広い予算編成が伺えました。加えて黄金森公園整備事業においては、PFI方式による町民体育館建設に関するアドバイザー業務委託等の予算計上による進捗も伺えました。今後も町民の健康促進、そして子どもたちのスポーツ振興や、地域経済の活性化、黄金森公園を拠点とした、にぎわいの創出など、様々な波及効果が期待されるものであります。これまで取り組んできた継続事業、課題解決に資する新たな取組など、社会情勢の変化に対応した幅広い予算編成となっていることを踏まえ、令和6年度南風原町一般会計予算に対する原案賛成討論といたします。皆様のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に修正案に賛成者の発言を許します。3番 當眞嗣春議員。

○3番 當眞嗣春君 修正案に賛成する立場から討論に参加をしたいと思います。今回の一般会計予算に係る体育館建設に関する問題ですが、私もこの体育館建設については、地域の社会的向上の上で必要なものだと考えていました。しかし、その53億円という予算を聞いたときに、非常に衝撃を受けました。町全体の予算が今回も170億円ということですが、約3分の1に当たる予算が今回使われる。当然全額が町から支出される問題ではないということはよく分かっていますが、それにしても規模があまりにも大き過ぎると、慎重に対応すべきだということを常々思っていました。町としてはこの間、私は宮平ハイツに住んでいますけれども、宮平ハイツ自治会からの行政懇談会、それから中央公民館での行政懇談会等、町民に対する説明会が持たれましたけれども、その説明会に私は2回とも参加をしましたが、その2件とも十分納得の得るような中身ではなかったと。それから私たち自治会の中でも53億円に対して、果たして適当なのかと、説明会を受けても、どうも納得しないという声がありました。今度の町議会の中で町長は、検討委員会が昨年、一昨年と立ち上げられて検討してきたと、十分その中で住民の声も反映されているというような答弁がありました。またそれだけではなくて、アンケートも

取って住民の声を広く拾い集めているということもありましたけれども、その中身について具体的に説明はありませんでした。この説明を聞いても議会の中で議論を通して、私はどうも納得できないという部分が残ってしまっていて、今回の修正案に賛成したつもりです。まだ十分検討すべき余地があると思いますので、仁士議員の修正案にもありましたけれども、やっぱり時期尚早という段階ではないでしょうか。体育館建設に反対ではありません。もう少し慎重に、それから本当に町民の要求を解決するというような、そういう努力が必要ではないかと。そういう立場から仁士議員の修正案に賛成するということであります。皆さん、よろしくお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に原案賛成者の発言になりますが、討論はほかにありますでしょうか。11番 新垣善之議員。

○11番 新垣善之君 11番議員の新垣善之です。議案第13号 令和6年度南風原町一般会計予算原案に賛成する立場で討論いたします。黄金森公園事業は、平成3年から計画されており、ようやく体育館建設に着手できる環境が整ってきました。保育園運営においては、お遊戯会や生活発表会、音楽発表会など、各小学校体育館の借用頻度が高く、町内での開催ができないため、他市町村での体育館を利用していますが、所在している市町村の催事が優先となることから、毎年借用できるのか不安な状況で、また保護者への連絡も直前になってしまうと話を聞いています。もっと余裕を持った年間計画を進めていきたいと、ある園長先生はお話しておりました。また児童期においては、スポーツ少年団が活発であること、中学校部活動地域移行に伴い、クラブ活動としての場が必要となります。また各種スポーツの大会運営が1か所で行える利点など、運営側にとっても人手不足の解消になるのです。また沖縄の平均寿命は、全国で男性43位、女性16位と下がり続けている中、沖縄県は昨日、健康おきなわ21の第3次計画を承認し、2035年度まで男女の肥満率を約25%の目標値を定め、長寿県復活に向けて推進していくと発表がありました。体育館建設費用が高いからといって建設を断念するのではなく、それ以上の町民の社会的価値、例えば、幸福感、達成感、爽快感、健康志向の高まりなどあらゆる要素が町民の健康維持、増進につながるし、子どもたちがスポーツを好きになる、そして獲得する様々な能力の育成、正しい運動習慣、生活習慣の基礎が培われるのです。老若男女が体育館へと足を運び、にぎわいが持てる公園づくりに邁進することができれば健康寿命が高まり、現在増大している社会

保障費の将来に向けての長いスパンでの削減につなげ、費用対最大の効果が生まれるのではないのでしょうか。また近年大災害も頻繁に発生しております。沖縄トラフ直下型地震も、約30年以内には発生する予測がされております。町民、約4万人人口をどれだけ効率的に避難所としての役割、運営ができるのかもキーワードの一つかと思います。今まさに機は熟していると思います。ぜひご賛同くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第13号 令和6年度南風原町一般会計予算についてを採決します。まず、本案に対する照屋仁士議員ほか3人から提出された修正案について採決します。この修正案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立少数であります。したがって照屋仁士議員ほか3人から提出された修正案は、否決することに決定しました。

次に委員長報告についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立多数)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立多数であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10. 議案第14号 令和6年度南風原町国民健康保険特別会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第10. 議案第14号 令和6年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 それでは議案第14号 令和6年度南風原町国民健康保険特別会計予算審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月14日にまとめと採決を行いました。令和6年度より一部の医療機関で心電図検査が実施されることになり、対象者は40歳以上74歳以下である。検査を受けることで心臓などの以上を早期発見できると説明がありました。討論に入り、討論はあ

りませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第14号 令和6年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11. 議案第15号 令和6年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第11. 議案第15号 令和6年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 議案第15号 令和6年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算 審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月14日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第15号 令和6年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを採

決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 10分間休憩します。

休憩(午前11時00分)

再開(午前11時10分)

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

日程第12. 議案第16号 令和6年度南風原町下水道事業会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第12. 議案第16号 令和6年度南風原町下水道事業会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 それでは経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第16号 令和6年度南風原町下水道事業会計予算 審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。3月14日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。執行部から本会議で質疑のあった下水道管の耐用年数は50年で、腐食の恐れが大きいマンホールについては、法定点検で5年に1回は簡易的なカメラを入れて検査していると報告がありました。また令和6年度の工事は地方創生污水处理施設整備推進交付金を活用した、照屋、本部、喜屋武の3地区の管路の整備と、津嘉山北土地区画整理地内及びJ Aおきなわ津嘉山支店付近の面整備を行う予定であると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討

論を終わります。これより議案第16号 令和6年度南風原町下水道事業会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13. 議案第17号 令和6年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第13. 議案第17号 令和6年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 それでは議案第17号 令和6年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算について報告を申し上げます。審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。3月14日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。執行部から本会議で質疑のあった、津嘉山北土地区画整理事業進捗状況について、事業費ベースで80.8%、面積ベースで63.3%、建物補償は97.7%、道路築造は62.7%、墓の補償は全て完了していると報告がありました。また事業費の推移については9回の変更があり、当初は概略的な予算で約195億円でしたが、測量等の実施、擁壁や道路の見直しを行い、精査をした結果、令和5年度で約305億円になっていると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第17号 令和6年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算についてを

採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14. 議案第23号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第14. 議案第23号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）についてを議題とします。まず提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第23号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）について 南風原町議会基本条例第13条の規定に基づき、南風原農業振興地域整備計画を変更したく議会の議決を求めるものであります。内容については担当者が説明いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは議案第23号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）について概要を説明いたします。今回の変更（一部見直し）については、平成31年3月に策定した南風原農業振興地域整備計画について（仮称）町民体育館の建設により一部見直しをする必要があるための提案となります。3ページの農用地区域・地番表をご覧ください。今回の農用地区域の除外は、大字宮平、小字慶原の23筆となり、赤線で見え消ししている地番となります。4ページは農用地区域地籍図で一部見直し箇所を赤線で囲い表示しております。今後のスケジュールとして、本議会可決後に県と協議し同意を得て、公告を行い運用されることになります。以上が議案第23号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）についての概要となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは質疑をさせていただきたいと思います。まず今回の農振見直しですが、関わる土地については町民体育館の建設に関わる部分というふうに理解してよろしいかどうか、その点について伺います。今回の追加議案で提案されていますけれども、当初でもなく中日でもなく、このタイミング

に至った理由について教えていただきたいと思います。そして3点目に、農振見直しは町全域にわたって5年に1回とか定期的にされているものだというふうに理解していますが、今回の見直しは特別なもののなか、それについて教えていただきたいと思います。以上3点をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 それではお答えします。まず、今回の農業振興地域整備変更一部見直しに関しましては、町民体育館建設に係るものとなっております。また、提案のほうが本日になった理由としましては、これまで県との事前協議、そして公告縦覧、そして権利者からの異議申出期間、この申出期間のほうが先週3月19日に完了しました。また完了後は定例会会期中であったということ、そして議会基本条例、そちらのほうで整備計画の変更、議決をいただくこととなっておりますので、タイミング的には今日の提案というふうになっております。3点目なんですけれども、次年度予算で全体的な見直し、令和6年度は基礎調査を行って、令和7年度に報告書を作成しますというご説明をしました。今回の見直しに関しましては、整備計画変更の一部見直しということで、農業振興地域の整備に関する法律において、経済事情の変動、その他情勢の推移により、基礎調査を行わずに整備計画を変更することができます。またその同意基準の中で公共用施設があり、それに該当するものとなっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 1点目は了解しました。2点目のですけれども、必要な手続を経て今回の提案になっているというのはもちろん理解するんですけれども、当然次の機会よりは、今予算が上程されているこの機会にやっていただくというのは理解できますけれども、もうちょっと早ければ当初でも出せたと思いますので、これは今後の努力かなというふうに感じます。あと3点目のですけれども、要するに定期的な見直し以外でも、例えば公共性が高いとか、経済性とか、いろんな事情によりこのような定期的な見直し以外のところも認められるという理解でよろしいですか。いろんな条件はあると思いますけれども、そういう理解でいいかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 産業振興課長。

○産業振興課長 松本仁志君 お答えいたします。今回の件でいいますと、公共用施設であるということ、このような一部見直しとなっております。また経済的情勢、こういった部分でいいますと、今後は熟度が増

してくる照屋地区の区画整理ですね、こういったものもこのような一部見直しの形で進めていくことになると考えております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。
7番 岡崎 晋議員。

○7番 岡崎 晋君 伺います。産業振興課長、3つ目の照屋議員の質疑の答弁の中で、基礎調査を行わずに進めることができるという部分があったと思います。ちょっとその部分の前後、よく聞き取れなかったので、もう一度その部分を説明していただけますか。何をするために基礎調査を行わずに進めることができるのか、お願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時24分）

再開（午前11時24分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 先ほど質疑がありましたとおり、この変更によって5年に1回やる場合があるんですよ。5年に1回の場合には基礎調査をやります。要は南風原町全部を調べたりしてということです。定期の5年に1回のときには、基礎調査を調べるんです。どこが農用地を外したほうがいいですかという説明会もします。各字に行って。そういう調査をするのが5年に1回ということです。今回は一部見直しという先ほど特別ですかということで、課長はきれいな条文を読み上げました。今回は特別ということです。なので通常行う基礎調査はしなくていいというのが課長が言った条文です。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。
（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第23号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第23号 南風原農業振興地域整備計画の変更（一部見直し）についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立多数）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第24号 指定金融機関の指定期間の変更について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第15. 議案第24号 指定金融機関の指定期間の変更についてを議題とします。まず提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第24号 指定金融機関の指定期間の変更について 指定金融機関の設置についての一部を別紙のとおり改正いたします。内容については担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第24号 指定金融機関の指定期間の変更について、概要を説明いたします。2ページをお願いいたします。指定金融機関の設置について、株式会社琉球銀行との指定期間が、令和6年6月30日までとなることから、現在の指定金融機関である、株式会社琉球銀行と令和6年7月1日から令和8年6月30日までの期間に期間延長するための提案となります。以上が議案第24号 指定金融機関の指定期間の変更についての概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それではお伺いいたします。この指定金融機関ですけれども、貯金ですね、様々な手数料等の大幅な変更、値上げがあるということをこれまで伺ってまいりました。その一方でこの指定金融機関に関しては、これまで行政としての公共性とか、公平性を担保するために交代ずつというか、定期的な入替えがなされてきたものだというふうに理解をしていますが、今回の指定については引き続きということで、これについては優位性があったから引き続きなのか、それとも条件は一緒だけれども、入れ替える部分だけが優位性なのかどうかとか、この背景のところを少し説明いただきたいと思います。難しい部分があれば休憩中も挟みながらお願いしたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。これまで本町の指定金融機関として、J A、県内4金融機関と期間を定めての輪番ということで、同条件で輪番をして指定をしてきました。しかしながら、昨今、金融機関の手数料の改定等、状況の変化がありまして、

それぞれの金融機関ごとに条件が変わってきています。かなりこれまで振込手数料に関しても無料であったのが有料化してきているということで、かなりの条件が変わってきていますので、今後はその機関、我々もその金融機関の在り方について委託料の適正化も含めて、適正の金額がどれだけなのか、比べることも必要ですので、今後はそれに向けて調査・研究をしながら今後やっていきたいということを鑑みて、今回、琉球銀行と引き続き延長して、この2年間で今度の在り方も調査・研究をしてまいりたいということから、琉球銀行と延長しての契約をしたいということでの提案となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 背景は分かりました。想定はしておりますけれども、では今回の金融機関の指定に当たっては、同条件でお願いしたものが変わったと。琉球銀行がやはり優位性があるということですのでよろしいでしょうか、ということがまず1点です。2点目には、先ほど言った輪番というお話もありましたけれども、特に本町の場合はJ Aともお互いに理解をいただいて、契約なのかどうかはあれですけれども、その4行の中に入っただいただいていたという経緯がありますけれども、他行とある程度のそういった合意形成はされているのか、その辺りを再度ちょっと教えていただきたいと思います。優位性と他行の状況です。教えていただきたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず優位性についてなんです、やはりそれぞれの金融機関、金額が違ってきますので、我々延長するに当たっても、やはり1番の効果的な経済的に安いということでの契約をお願いしているところであります。また他の金融機関についても理解を得て今回の提案となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 大幅な手数料の値上げがありますので、やっぱり町民の皆さんにとっては競争が働いて、より優位なところと契約していくというのは望まれるところですが、相手が限られているわけですから、合意も得ないといけないだろうという趣旨で質疑いたしました。今後も引き続き、町民の皆さんの利益になるような、そういった調査・研究を続けていただきたいと思います。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑ないようですので、こ

れをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第24号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第24号 指定金融機関の指定期間の変更についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第25号 令和5年度南風原町一般会計補正予算(第9号)

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第16. 議案第25号 令和5年度南風原町一般会計補正予算(第9号)についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 議案第25号 令和5年度南風原町一般会計補正予算(第9号) 令和5年度南風原町の一般会計補正予算(第9号)は次に定めるところによる。内容は担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第25号 令和5年度南風原町一般会計補正予算(第9号)について概要を説明いたします。今回の補正は、事業の進捗状況により繰越手続の必要が生じたことによる繰越明許費の追加となります。2ページをお願いいたします。第1表繰越明許費補正について説明いたします。3款1項. 高齢者保健福祉計画策定事業376万2,000円及び障がい者計画策定事業374万円は、計画書の印刷製本業務において、納品が4月の完了を予定しているためです。以上が議案第25号 令和5年度南風原町一般会計補正予算(第9号)の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん この4月の予定なんですけれども、遅れた理由というか発注した日付とかの差と

いうのはどれぐらいあったのか、それだけ確認します。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城あゆみさん お答えします。高齢者保健福祉計画については、現在、第10次南風原町高齢者保健福祉計画を策定しているところで、契約のほうは令和5年7月19日に行っておりまして、策定委員会のほうは終えて、町長への答申も3月12日に終えておりますが、その後の校正のほうでちょっと時間を要しておりまして、冊子の形で納品が年度中に間に合わないということで今回の補正の計上となっております。また障害者福祉計画のほうも同様に、契約は6月27日に行っておりまして、その後、策定委員会も終えております。町長への答申のほうも3月13日に終えて、こちらと同じように校正のほうで時間を要して、冊子にまとめるまでに時間を要しているということでの今回の提案となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん 3月12日と3月13日の答申の流れについては、通常どおりの期間で順調にされていたのかどうかだけ確認いたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城あゆみさん お答えします。この答申までの日程のほうは、こちらとしては順調に行っておりまして。その後の校正に時間を要してしまったということでもあります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん 構成は通常はどれぐらいでやるのでしょうか。どうして校正に時間がかかったのか、お願いいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城あゆみさん お答えします。印刷業者との、例えばグラフ化をするとか、そういった画像の確認とか、データの差し替え等もございまして、校正に時間を要しております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第25号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第25号 令和5年度南風原町一般会計補正予算(第9号)についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり決定しました。

日程第17. 報告第3号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第17. 報告第3号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 新垣吉紀君 報告第3号 専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について 地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告をいたします。内容については担当者が説明します。

○議長 赤嶺奈津江さん 民生部長。

○民生部長 上間 諭君 それでは報告第3号の専決処分の報告について説明をいたします。2ページをご覧ください。専決処分の事項につきましては、和解及び損害賠償額の決定についてでございます。相手方は表記のとおりとなっております。事故の概要は、本町ではこれまで、障害者総合支援法に基づき、相手方に委託し実施する障害者相談支援事業について、社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当するものとし、消費税非課税事業として取り扱ってきた。しかし、国の通知により、当該事業が消費税課税事業であることが判明し、委託先である相手先の消費税修正申告が生じ、国税通則法の規定に基づく延滞税が発生したものでございます。損害賠償額は4万8,324円となります。以上が報告第3号の専決処分の報告についての説明となりますが、今後は同様な事案が発生しないよう、事務を執り行ってまいります。大変申し訳ございませんでした。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん 延滞税ということなんですか、期間を教えてください。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城あゆみさん お答えします。過去5年分となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時42分）

再開（午前11時42分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城あゆみさん お答えします。平成30年度から令和4年度までの5か年分となっております。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 14番 浦崎みゆき議員。

○14番 浦崎みゆきさん 5年分、これは今になって分かったということだと思えるんですけども、その間に分かるような方法とかはなかったんでしょうか。

○議長 赤嶺奈津江さん 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城あゆみさん お答えします。本町のほうが委託しています、障害者相談支援事業について、消費税非課税と誤認して委託を行っていたところですけども、この事業が消費税課税事業であるということが新聞報道等で分かりました。またこの事業については、同様に非課税扱いとしている市町村が全国的に存在してしまして、令和5年10月4日付で厚生労働省からこの事業のほうが消費税課税事業である旨の事務連絡が発出されております。そういったものを確認して今回修正申告に至ったということになります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第3号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告については、これをもって終了します。

日程第18. 陳情（令和5年）第15号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第18. 陳情（令和5年）第15号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書についてを議題とします。まず本件に関し総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 新垣善之君 陳情（令和5年）第15号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書 審査の経過 本件は昨年12月8日に、当委員会に付託されたものであります。当委員会では3月14日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を

妥当とみなし、挙手全員による採択であります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情（令和5年）第15号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情（令和5年）第15号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって委員長の報告のとおり、本件は採択することに決定しました。

日程第19. 意見書第1号 うるま市石川における自衛隊訓練場整備計画の白紙撤回を求める意見書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第19. 意見書第1号 うるま市石川における自衛隊訓練場整備計画の白紙撤回を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。6番 大城雅史議員。

○6番 大城雅史君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第1号。令和6年3月27日。南風原町議会議長赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員 大城雅史、賛成者 南風原町議会議員 知念富信、新垣善之、石垣大志、大城勇太、照屋仁士、玉城陽平。うるま市石川における自衛隊訓練場整備計画の白紙撤回を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

うるま市石川における自衛隊訓練場整備計画の白紙撤回を求める意見書でございます。令和5年12月に持ち上がった防衛省による、うるま市石川のゴルフ場跡地に陸上自衛隊訓練場整備計画については、地元住民や自治会、うるま市、沖縄県にも知らされず発表されるという計画に、沖縄県民は動揺を隠せず、候補地の旭区、東山区、石川地域及びうるま市のみならず、県内を揺るがす大きな問題となっております。当該候補

地及び周辺地域は、閑静な住宅街であり、近くの石川岳など自然環境に触れられる場所として県民から親しまれている地域であり、隣接する県立石川青少年の家には自然体験学習の場として年間4万人もの児童生徒が訪れております。このような場所に訓練場が建設され、空包射撃及び夜間戦闘などの訓練が実施されると、地域住民の生活環境に影響を与えかねず、県内外の青少年の教育環境に多大な悪影響を及ぼし、学びの場の確保に支障を来すおそれもあります。これらのことから、地元自治会だけでなく、石川地域及びうるま市において反対運動が展開されている。したがって、本議会は県民の福祉向上、生命と財産を守る立場から、下記の事項を速やかに実現されるよう強く要望する。

記 1 うるま市石川における自衛隊訓練場整備計画を白紙撤回すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和6年（2024年）3月27日。沖縄県島尻郡南風原町議会。提出先 内閣総理大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第1号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって意見書第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第1号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第1号 うるま市石川における自衛隊訓練場整備計画の白紙撤回を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20. 陳情（令和5年）第10号 健康保険証の存続を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第21. 陳情（令和5年）第14号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情（閉会中の継続審査の申し出について）

日程第22. 陳情第1号 国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第20. 陳情（令和5年）第10号 健康保険証の存続を求める陳情、日程第21. 陳情（令和5年）第14号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情、日程第22. 陳情第1号 国保運営方針改定にあたり、物価高騰などで困窮した県民生活と医療を受ける権利を守るためにも、保険税（料）引き下げ、減免制度拡充等国保制度改善を求める陳情書の3件について一括議題とします。総務民生常任委員長から委員会の審査について、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第23. 決議第2号 閉会中の議員派遣について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第23. 決議第2号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定ことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時52分）

再開（午前11時52分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和6年第1回南風原町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午前11時52分）